

ILOと人権



ILO（国際労働機関）の第52回総会は、6月5日からジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催されたが、モース総長は、恒例の総長報告で、本年が国連総会の決議による国際人権年にあたることから、「ILOと人権」と題する報告を行なった。この報告は、“The I. L. O. and Human Rights”と題して、あらかじめ印刷にされているので、特に社会保障の分野における人権の問題を扱った部分を中心として、ここで簡単に紹介しておこう。

国際人権年とILO

1963年の第18回国連総会で、1968年を「国際人権年」と指定する決議が行なわれたこと

は周知のとおりである。その趣旨は、いうまでもなく、1948年の第3回国連総会における世界人権宣言採択以来の世界の平和と人権の20年間を反省し、あわせて今後、世界の各国や各種の国際機関がさらに一層国際平和と人権の尊重を強力におし進めるように呼びかけようとするものである。

ILOは、このような国際人権年設定の趣旨をおし進めるために、その1966年の第50回総会で、「国際人権年に対するILOの寄与に関する決議」を採択した。この決議で、ILOは、1) 国連が1968年を国際人権年としたことを歓迎する、2) 人権の普遍的な尊重と遵守の促進について国連との協力を継続し

ていく、3) ILO加盟国の政府および労使双方に対して、ILOの人権関係条約の早期批准、あるいは完全実施のための努力を要望する、などの基本的態度を明確にすると同時に、あわせて1968年のILO総会に提出される総長報告の中心テーマを、ILOの人権の分野における計画と諸活動に関するものとする旨を決議したのである。

「ILOと人権」の構成

「ILOと人権」は、その冒頭で、「私は国連総会が1968年を国際人権年と指定することにした決議を心から歓迎し、ILOがこれを全面的に支持する証拠として、第52回国際労働総会の総長報告の中心テーマとして、ILOの人権の分野における計画と諸活動を取りあげることにした」としているが、これは第1部「人権の分野でのILOの活動手段」、第2部「フィラデルフィア宣言のもとにおけるILOのおもな諸目的」の二部から構成されている。

第1部は、「人権とその実現についての正式の承認」と「人権の完全な実現のための全

般的活動」(国際基準の適用についての国際的監視, 実行計画) からなり, さらに第2部は, 「自由」(結社の自由, 労働の自由), 「均等」(差別待遇の排除, 機会の均等), 「経済保障」(労働の権利, 社会保障の権利, 最低収入の権利), 「尊厳」(適切な労働条件, 生活条件への権利, 関係者による権利・自由の保護と促進), などからなっているが, 次に第2部の「社会保障の権利」について簡単な紹介をしておこう。

「社会保障の権利」について

ILO は, 労働者の労働条件の改善やその他の経済保障を目標として, 1919年の創設以来, 社会保障面に強い関心を寄せてきた。

その長い歴史の流れの中で画される第1期は1919~1935年の時期であるが, これはむしろ, 社会保障の個々の事故部門ごとの国際基準を設定する方法がとられた時期であった。第2期は, フィラデルフィア宣言が採択された1944年前後にはじまるが, この年に採択された2つの勧告(所得保障に関する勧告第67号, 医療に関する勧告第69号)は, 各種社会保険制度の事故を統合し, あるいは調整した社会保

障と, 全住民に対する医療というILOの基本的考え方を打ち出し, これがこの分野でのILOの以後の活動の指針となった。

戦後, 1948年に世界人権宣言が採択されると, その中に挿入された「社会保障の権利」が, 諸国におけるこの面の発展の長期目標となったが, ILOはさらに戦後の経済情勢の変化をも考慮して, 戦前に採択された社会保障関係条約の再検討を開始した。この時期がいわば第3期の始まりともいえるのであるが, この戦前条約の再検討は二つの方向で進められた。すなわち, その第一は長期政策を指示する高度基準を設定すること, 第二は発展途上の諸国でも到達しうるような社会保障の最低基準を設定することであった。

後者については, 1952年の総会で「社会保障最低基準条約」(第102号)が採択され, いちおうその目的が達成されたが, 前者については, 特に「社会保障専門家委員会」の活動を通じて社会保障の各部門ごとに, 現在まで討議が進められているところである。1967年の第51回総会では, 戦前の年金関係条約を再検討して, 新しい年金条約(第128号)が採

択されたところである。本年の第52回総会では, さらに疾病保険に関して第一次討議が開始されることになっている。

以上のような活動のほか, ILOは1962年に内外人均等待遇に関する条約(第118号)を採択して, 移住労働者のための社会保障の権利保護の役割を果たすと同時に, EEC, ユーロッパ理事会, 米州社会保障会議などの社会保障国際協定の締結に大きく貢献している。なお技術援助に関しても, 特に開発途上の諸国における社会保障制度の新設あるいはその拡張に貢献し, なかでも農業部門や低所得労働者部門のための経済保障, あるいは生活条件の改善に協力することが今後のILOの大きな課題となっている。

ILO, *The I.L.O. and Human Rights.*
Report of the Director-General (Part 1) to
the International Labour Conference,
fifty-second session, 1968.

(上村政彦 健保連)